

令和4年度

橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託
(分割6号)

特記仕様書

令和4年6月

公益財団法人

群馬県建設技術センター

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する『令和4年度 橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託』（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 通則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び設計業務委託仕様書によるほか、次に示す図書に基づくものとする。

- (1) インフラ長寿命化基本計画
(平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡協議会)
- (2) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)
- (3) 道路橋計画・設計要領
(令和元年8月 群馬県 県土整備部)
- (4) 群馬県橋梁長寿命化計画
(令和2年3月 群馬県 県土整備部 道路整備課)
- (5) 道路橋定期点検要領
(平成31年2月 国土交通省 道路局)
- (6) 橋梁定期点検要領
(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

第3条 目的

本業務は、市町村が管理する橋梁の長寿命化修繕計画について、前回策定された計画の更新を行い、将来にわたる橋梁の点検・診断、補修及び更新等の維持管理に要する費用を縮減・平準化する適切な維持管理手法を立案し、管理橋梁の長寿命化を図るために必要な計画を更新するものである。

また、国交省通達により、道路メンテナンス事業補助制度において、優先的な支援を受けるための新技術等の活用に関しても計画に反映させる必要がある。

計画策定にあたっては、センターが構築した「橋梁長寿命化修繕計画策定支援システム（以下、「システム」という。）」を用いて行うこと。

第4条 履行期限

本業務は、令和4年11月30日までとしているが、履行期限終期日までに完成検査まで完了させること。

第5条 管理技術者・照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、技術士（鋼構造・コンクリート部門）又は、RCCM（鋼構造・コンクリート部門）のうちいずれかの保有者とし、橋梁の長寿命化修繕計画更新・策定を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者とする。

なお、原則、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼任することは認めない。

第2章 業務内容

第6条 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとし、各項目の作業内容は以下に示す。

また、システムはセンターが提供するものを利用すること。（資料-2）

（1）業務計画書の作成

契約後速やかに業務内容を精査し、業務を円滑に進めていくために必要な資料の収集を行うとともに作業計画を立案する。また作業計画を反映した「業務計画書」をとりまとめ、契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。

あわせて収集した資料の分析を行い、基礎データについて整理を行う。

（2）長寿命化修繕計画の公表

前回の計画と本業務において検討した内容を反映した、報告書（案）・国提出様式（案）を作成する。更に橋梁長寿命化計画の公表を行うため、本計画の内容を市町村のホームページに掲載するためのページを作成する。公表用資料等の内容については監督員と協議して決定するものとする。

（3）集約化・撤去検討

これまでの群馬県下の市町村の長寿命化修繕計画において、利用頻度が低い、あるいは全く利用されていない、且つ老朽化激しく迂回路もあるため、今後維持管理費用を投じる必要が乏しい橋梁が見受けられる。

これらの橋梁について、橋梁長寿命化維持修繕計画策定において補修費用の平準化対象からは除外し、集約化・撤去により、低減可能な費用を数値目標として示す。具体的には、市町村の管理する橋梁の中より約1～2%程度の橋梁を集約・撤去することを検討する。なお、対象橋梁は、各市町村の管理橋梁全橋を対象とする。

なお、集約化・撤去検討にあたり、対象橋梁の抽出を容易にするため、以下項目に該当する橋梁が現状整理を行う。

【集約化・撤去対象橋梁】

- ①橋長が短い（概ね橋長5 m以下）
- ②劣化の状況（点検結果が健全度Ⅲ又はⅣとなっている）
- ③交通量が少ない
- ④迂回路の有無
- ⑤その他、集約化・撤去が可能な橋梁（各市町村の意向）

【集約化・撤去によるコスト縮減費用の算出】

橋梁の集約化・撤去により生じるコスト縮減費用について、市町村毎に実施されているシステムにおいて算出された100年間の維持管理費用を参考に算出する。

（4）新技術の活用検討

点検や補修方法における新技術の活用検討については、センターが行い、その資料を提供する。

（5）コスト縮減検討

橋梁維持管理費用（点検費用、補修費用並びに長寿命化によるコスト縮減など）のコスト縮減計画を策定する。具体的には以下の項目について費用を算出し、コスト縮減効果を明確にする。

①橋梁長寿命化計画によるコスト縮減

各市町村で実施している橋梁長寿命化修繕計画において、100年間の予防保全型と事後保全型の維持管理費用が算出されている。これより、従来の事後保全型による管理費用と予防保全型による管理を行った場合に差額が算出されているので、これらの費用を橋梁長寿命化修繕計画によるコスト縮減額として計上する。

②新技術の活用によるコスト縮減

前項の新技術等の活用による年次毎のコスト縮減結果を、新技術の活用によるコスト縮減額として計上する。

③集約化・撤去によるコスト縮減

集約化・撤去によるコスト縮減の年次計画を策定し、これによる維持管理コストの縮減額を計上する。

④橋梁点検方法及び調書の簡略化による点検費用のコスト縮減

国土交通省で検討している変状や構造特性に応じた定期点検の合理化により、特定の溝橋、RC床版橋及びH型鋼桁橋について、点検方法及び調書の簡略化による点検費用のコスト縮減を図っていることから、これに該当する橋梁を抽出し点検費用の縮減額を計上する。

⑤補修費用のコスト縮減

補修設計や工事において、新技術の活用を積極的に進めることにより、維持管理コストの縮減を図る。具体的には補修設計、工事におけるコスト縮減目標を策定し、年次毎にコスト縮減費用を想定し、これらを計上する。

(6) 報告書作成

上記の長寿命化修繕計画更新の検討内容等について取りまとめ、提出すること。また、市町村内部で本計画を審議するための橋梁長寿命化修繕計画をまとめた冊子を作成すること。

第7条 打合せ協議

本業務に関する打合せは、市町村ごとに業務着手時のみを実施する。なお、業務着手時は管理技術者が立ち会うものとする。

業務完了時の各市町村への成果物の納品はセンターにて実施することから、本業務の全体の概要説明資料を作成し、センターへ提出すること。

① 業務着手時

業務計画書の内容説明、借用資料等の確認・貸与を目的とし、各市町村ヒアリングを兼ねた打合せ協議を行う。

第8条 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書（センター） 1部
- (2) 報告書（市町村） 各1部
- (3) 電子媒体 各1部
- (4) その他監督員の指示した資料

業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合には、速やかに提出する。